

# 輸出拡大のための相手国・地域の 規制等への対応強化（工程表）

---

**農林水産省**

**厚生労働省**

# I 国内対応

## 輸出拡大のための相手国・地域の規制等への対応強化

### I 国内対応

#### 1. 年内に即応すべき課題

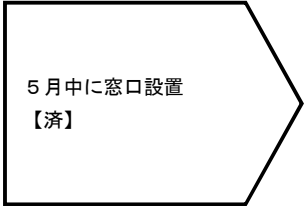
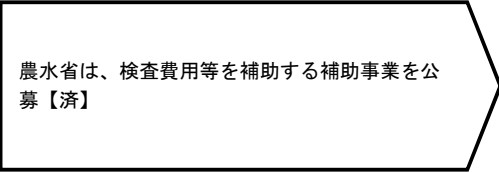
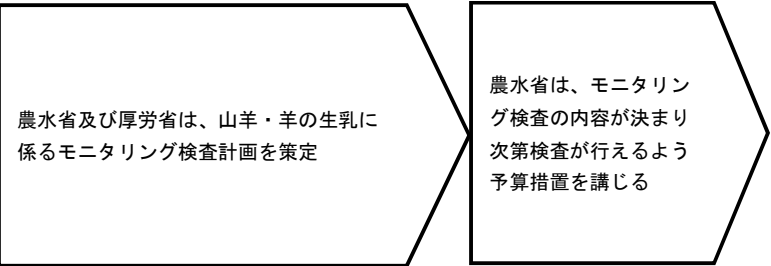
No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性
				4月	5月	6月	年内	2020年以降	
1	米国	牛肉処理施設のHACCP認定が必要	【認定申請中】 ・和牛マスター食肉センター（兵庫県）	処理施設からの改善報告提出後、厚労省は、内容を確認の上、5月に現地調査を実施【済】		厚労省は、問題がなければ6月中に認定【済】			16.5億円程度
2			【認定申請中】 ・（株）北海道畜産公社道東事業所十勝工場	厚労省は、改善報告の確認【済】	厚労省は、問題がなければ5月中に認定【済】				
3			【認定申請中】 ・（株）ミヤチク都農工場（宮崎県）	厚労省は、現地調査を実施（4/25、26）【済】	厚労省は、問題がなければ5月に認定【済】				
4			【認定申請準備中】 ・京都市中央卸売市場第二市場	農水省、厚労省、京都市（本庁、食肉衛生検査所）及び事業者は、5月中に5者協議（※）を開催し、10月をめどに申請できるよう、技術支援を行う		厚労省は、審査及び現地調査を行い、問題がなければ、申請後3か月以内に認定*			

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性
				4月	5月	6月	年内	2020年以降	
				※5者協議：輸出施設の整備検討の段階から農林水産省主催で厚生労働省（本省、地方局）、都道府県等（本庁、食肉衛生検査所）、事業者が施設整備、衛生管理、人材育成等について早期の認定取得が可能となるよう協議（以下同） *事業者側の適切な対応が前提（以下同）					
5	EU	牛肉処理施設のHACCP認定が必要	【認定申請中】 ・和牛マスター食肉センター（兵庫県）	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">             厚生労働省は、処理施設からの改善報告の提出後、内容を確認の上、5月に現地調査を実施【済】           </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">             厚生労働省は、問題がなければ6月中にEUへ通知*【済】           </div> </div> <p>*事業者側の適切な対応が前提。EU側のリストに掲載後認定。（以下同）</p>					19.5億円程度
6	【認定申請中】 ・（株）ナンチク（鹿児島県）		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">             厚生労働省は、改善報告の確認【済】           </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">             厚生労働省は、問題がなければ1か月以内にEUへ通知*           </div> </div>						
7	【認定申請準備中】 ・（株）ミヤチク都農工場（宮崎県）		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">             農水省、厚生労働省、宮崎県（本庁、食肉衛生検査所）及び事業者は、5者協議（※）を開催し、10月をめぐりに申請できるよう、技術支援を行う           </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">             厚生労働省は、書類審査及び現地調査を行い、問題がなければ、申請後3か月以内にEUへ通知*           </div> </div>						

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性
				4月	5月	6月	年内	2020年以降	
8			<p>【認定申請準備中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都市中央卸売市場第二市場</li> </ul>	<p>農水省、厚労省、京都市（本庁、食肉衛生検査所）及び事業者は、5月中旬に5者協議（※）を開催し、10月をめどに申請できるよう、技術支援を行う</p> <p>厚労省は、書類審査及び現地調査を行い、問題がなければ、申請後3か月以内にEUへ通知*</p>					
9	シンガポール	豚肉処理施設のHACCP認定が必要	<p>【認定申請中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミートランド（秋田県）</li> </ul>	<p>厚労省は、シンガポール側リスト掲載後、1か月以内に認定通知発出【済】</p>					1億円程度
10			<p>【認定申請中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（株）北海道畜産公社早来工場</li> <li>・県北食肉センター協業組合（埼玉県）</li> </ul>	<p>農水省及び厚労省は、各事業者に対して5月中に対応スケジュールを確認【済】</p> <p>厚労省は、処理施設からの改善報告提出後、内容を確認の上、問題がなければ1か月以内にシンガポールへ施設認定を連絡</p> <p>厚労省は、シンガポール側リスト掲載後、1か月以内に認定</p>					

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性
				4月	5月	6月	年内	2020年以降	
11			【認定申請中】 ・(株)越谷食肉センター(埼玉県)		厚労省は、5月中に現地調査を実施【済】	厚労省は、問題がなければ、6月中にシンガポールへ施設認定を連絡	厚労省は、シンガポール側リスト掲載後、1か月以内に認定		
12	EU	ホタテの輸出には生産海域の水質モニタリングが必要 (海域指定とは別に施設の対EU・HACCP認定が必要)	EU向け輸出ホタテガイ生産海域は、北海道で6海域、青森県で1海域が指定されている。関係者(北海道、東北地方)からの海域指定を希望する声あり。	農水省及び厚労省は、海域モニタリングを行う希望のある水域を5月中に把握【済】	農水省及び厚労省は、都道府県等(保健所を含む)による海域指定とモニタリング実施に向けて支援	年内を目標に都道府県等(保健所を含む)によるモニタリング実施体制が構築できるよう支援		4.2億円程度(対EU輸出金額(2016年)から推計)	
13	シンガポール	活ガキの輸出には衛生プログラムの認定が必要	三重県産の活ガキが2018年12月に衛生プログラムの認定を受け輸出可能となったことを受け、大分県が認定を申請、シンガポールに提出済み。	農水省及び厚労省はシンガポールに対し4月中に大分県の申請書を提出【済】	シンガポールから回答	シンガポールからの追加質問等への対応	認定	4件。0.4億円(三重県の輸出目標額1千万円/年から推計)	

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性
				4月	5月	6月	年内	2020年以降	
14	シンガポール	活カキの輸出には衛生プログラムの認定が必要	三重県産の活カキが2018年12月に衛生プログラムの認定を受け輸出可能となったことを受け、宮城県、広島県が関心を示している。						
15	EU	カキの輸出には生産海域の水質モニタリングが必要 (海域指定とは別に施設の対EU・HACCP認定が必要)	EU向け輸出カキ生産海域は、現在指定されていないが、国際商材であるカキについて、EU向け輸出を検討している事業者が存在						(輸出の前提となる衛生条件)

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性
				4月	5月	6月	年内	2020年以降	
16	ベトナム	羽田空港において輸出水産食品に係る衛生証明書発行業務を開始するにあたり、東京国際空港国際線地区貨物合同庁舎の使用のための手続きが必要。	東京国際空港国際線地区貨物合同庁舎の使用にあたり、関係省庁と調整し、5月中に窓口設置。						—
17	EU	輸出向け原料に使用する生乳生産農場はブルセラ病・牛結核病の検査が必要	農場におけるブルセラ病、牛結核病の検査について、農林水産省が対EU輸出のための検査プログラムを作成済						— (輸出の前提となる衛生条件) なお、チーズ等の乳製品のEUへの本格輸出のためには、OIEから牛結核病・ブルセラ病についての清浄国認定を得る必要(最短で2021年4月以降)。
18	EU	山羊・羊の生乳は残留物質モニタリング検査が必要	<p>山羊・羊の生乳については、2019年始めに輸出希望の声が判明したことから、牛の生乳と同様に分析法の開発、バリデーション及び検査を実施し、モニタリング計画を策定する必要</p> <p>牛の生乳については、2017年度、2018年度に、農林水産省の予算により、EUから求められている全検査項目(動物用医薬品、農薬等)について分析法の開発、バリデーション(分析法の妥当性評価)及び検査を実施し、モニタリング計画を作成済</p>						— (輸出の前提となる衛生条件)



No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性
				4月	5月	6月	年内	2020年以降	
19	シンガポール	豚肉加工品は生産施設のHACCP認定が必要	2018年10月に現地調査を受け入れ。2019年3月に衛生証明書様式案をシンガポール側に提示。シンガポール側で検討中。	農水省及び厚労省は、シンガポールと衛生証明書様式について合意【済】	厚労省は、合意がなされれば、5月中に要綱を公表【済】	厚労省は、申請後3か月以内に認定			0.25億円程度
20	タイ	2019年8月から、青果物の選果・梱包施設は衛生基準を満たした証明書が必要	国又は都道府県の証明書の発行体制ができていない。また、証明書の様式が決定していない。	食品安全マネジメント協会（JFSM）は、4月中に（タイ向け青果物選別及び梱包施設に係る規格（JFS規格）を公表【済】	JFSMにおいて、6月には証明書発行体制を構築				青果物について、輸出を継続させる。
				国又は都道府県の証明書の発行体制について検討					

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性
				4月	5月	6月	年内	2020年以降	
21	全輸出先国	食肉の包材（ダンボール）への記載事項が輸出先国ごとに異なっており、国ごとに包材を製造・保管する必要があることから、事業者の大きな負担となっている。	個々の事業者が複数の輸出先国に対応した包材を作成して食肉衛生検査所（地方自治体）を通じた認定手続が必要。	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;">           厚労省は、4月中に自治体に状況確認【済】         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;">           具体的な要望があれば、厚労省は、現行の要綱に合致する表示であれば、包材の変更を認めることとし、5月中に自治体を指導する。 （必要に応じ相手国に確認）         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;">           都道府県等（食肉衛生検査所を含む）は、申請があれば要綱に基づき、事業者を指導の上、厚労省へ通知する必要         </div> </div>					— （包材の表示）
22	米国 EU 香港等	牛肉を輸出する処理施設は、輸出先国の基準に基づいた衛生的な畜・解体が必要	要綱（輸出先国の法令）に定めると畜・解体手順及び衛生管理について、現場だけでは具体的な対応方法を判断できない場合がある。	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">           厚労省は、要綱の具体的な運用について、5月中に厚生局及び都道府県に周知を図る         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;">           都道府県等（食肉衛生検査所を含む）は、事業者に周知する必要         </div> </div>					— （輸出の前提となる衛生条件）
23	台湾、韓国、中国、シンガポール、マレーシア、ベトナム、インド、メキシコ、NZ、EU等	水産物輸出の際には衛生証明書が必要	厚生労働省、農林水産省、都道府県等（保健所を含む）、その他の証明書発行機関が衛生証明書を発行。 申請は平日受付で約1～2日で発行される。	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">           5月中に農水省がまず業者のニーズの調査を実施【済】         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;">           厚労省は農水省の調査結果を踏まえ対応         </div> </div>					衛生証明書が必要な国々への輸出額の維持・拡大（代表的な国々への水産物輸出実績（2018年）：1,153億円）

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール					輸出可能性
				4月	5月	6月	年内	2020年以降	
24	タイ	EPAの原産地証明書の効率化・簡素化	日本商工会議所の各地審査窓口における混雑、提出書類の相違、申請内容の確認等によって、原産地証明の発給に日数がかかることがあり、特にスポットで生鮮品を仕入れて航空便で輸出する場合、生鮮品の鮮度への影響が生じている。	<p>経産省及び指定発給機関（日本商工会議所）が協力して検討の上、生鮮品について、①申請時提出書類の統一化、②再輸出時の提出資料免除、③出荷前の原産品審査の改善措置を含む通知を、7月中に経産省より日本商工会議所に発出。</p>			<p>日本商工会議所は、各地申請窓口にて改善措置を通知し、これに基づく運用を実施。</p>	—	
25		国と県の見解の相違	シンガポール向け牛肉について、食品添加物の使用に関する国と県の見解の違いにより、輸出済み牛肉の廃棄を行うことを余儀なくされ、損害が発生	<p>厚労省は、都道府県等に対し、判断が難しい案件について適宜相談するよう周知</p>					—
26		水質モニタリング時におけるサンプリング者の要件緩和	EU向けカキの輸出には、生産海域の指定が必要。指定海域のモニタリングにおいて、試料のサンプリングは公的機関の職員が行うことが求められているが、これを民間人でも可能とするかを検討。	<p>厚労省及び農水省は、対EU輸出水産食品の取扱要領を改正し、サンプリング者の要件を緩和</p>					—

I 国内対応

2. 来年以降も対応が必要な課題

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				4月	5月	6月	年内	2020年以降	
27	米国	活ガキの輸出には国家貝類衛生プログラムの承認が必要であり、水域のモニタリングが必要	輸出国は米国と同等の国家貝類衛生プログラムを策定し米側に申請・承認されることが求められる。						0.5億円程度 (活・生鮮かきの輸出実績がある国々への平均的な輸出実績と同程度)
28	米国・EU	牛肉処理施設のHACCP認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・(株)栃木県畜産公社(2020年3月竣工予定)						米国：16.5億円程度(再掲) EU：19.5億円程度(再掲)

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				4月	5月	6月	年内	2020年以降	
29	シンガポール	豚肉処理施設のHACCP認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 ・(株)いわちく(岩手県)(2020年3月竣工予定)	農水省、厚労省(本省、地方局)、岩手県(本庁、食肉衛生検査所)及び事業者は、5月以降、施設整備、衛生管理、人材育成等について、5者協議(※)を実施し、2020年3月の竣工後速やかな申請ができるよう技術支援を行う			施設稼働後、厚労省は、審査及び現地調査を行い、原則、申請後3か月以内に認定*	1億円程度(再掲)	
30	ベトナム	加工食品は自由販売証明書が必要	厚労省が自由販売証明書を発行。申請は地方厚生局において平日受付で、約2~3週間で発行される。	農水省は、業者の要望を調査	厚労省は、農水省の調査結果を踏まえ、年内を目標に発行体制を見直す	厚労省は検討後速やかに新たな発行体制を構築する			

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				4月	5月	6月	年内	2020年以降	
31	北米 EU オセアニア アジア	輸出手向け青果物及び茶に係る残留農薬基準の設定。	農林水産省が輸出先国等と交渉を行っているが、日本で一般的に使用されている農薬について、 1 輸出先国等において、日本より著しく厳しい基準値が設定され、日本産青果物及び茶の輸出に支障が生じている。  2 輸出先国等において、残留農薬基準が設定されておらず、日本産青果物及び茶の輸出に支障が生じている。(当該農薬について、Codex基準もない場合には、日本より著しく厳しい基準値が設定され、輸出に支障が生ずる場合がある。)	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農水省、厚労省及び事業者が三者協議の体制を整備し、インポートトレランス申請の効率化について協議を行う。</li> <li>農水省は、厚労省の協力も得つつ、データを整理し、輸出先国等への基準値見直しを働きかける。</li> <li>事業者は、補助事業を活用し、輸出先国等に基準値設定の申請をする。</li> <li>厚労省と連携の上、Codex基準の設定に向けた優先リストへの掲載提案等の準備を行う。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>農水省は、年内に1剤以上についてデータを整理し、①事業者による輸出先国等への基準値設定の申請を支援するとともに、②厚労省と連携の上、Codex基準の設定に向けた優先リストへの掲載提案等の準備を行う。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content;"> <p>データが整い次第、事業者は輸出先国等に基準値設定の申請をするとともに、農水省が厚労省と連携の上、Codex委員会の関係部会に優先リストへの記載を提案することによって早期に基準の設定を目指す。</p> </div>					—
32		相手先国の通関の迅速化	通関で時間がかかりすぎるため、商品の鮮度が悪化する。また、問題が発生した時の相談窓口がない。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現地JETRO、在外公館が相談対応。</li> <li>農水省、外務省及びJETROは相談窓口を改めて周知。</li> </ul>					—
33		輸出手相手の要件に対応するための技術支援	米国等で要件とされていると畜方法では、血斑の発生により、取引価格等に影響する。輸出先国の要求に対応しつつ、品質を確保したと畜方法の改善が求められる。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content;"> <p>事業者は、と畜方法について技術的な検討を進める。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content;"> <p>厚労省は、上記結果を踏まえ、輸出要綱の具体的な運用について周知を行う。</p> </div>					—

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				4月	5月	6月	年内	2020年以降	
34		産地魚市場のEU・HACCP登録支援	国の補助で整備した漁港における高度衛生管理型の産地魚市場について、EU-HACCP施設に登録が行えるよう支援が求められる。	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">           農水省は、国の補助で整備した漁港における高度衛生管理型の産地魚市場関係者等に対してニーズ調査を6月中に実施         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">           厚労省及び農水省は、調査結果を踏まえ対応         </div> </div>					—
35		中国への輸出の証明書発行窓口一元化	食品衛生に関する証明は地方厚生局、放射性物質検査証明や原産地証明は水産庁に申請する必要。窓口の一元化が求められる。	【対応方針】 農水省及び厚労省は今後の対応について検討する					—
36	ベトナム	輸出先国における商品登録手続早期化の支援	輸入のための商品登録の際に、使用されている添加物が自国で使用可能かどうかの確認に時間を要している。日本から添加物の専門家を派遣するなど、登録手続の早期化に向けた支援が求められる。	【対応方針】 ・現地JETRO、在外公館が相談対応 ・JETRO、厚労省、外務省及び農水省は、内容に応じ、対応策等を検討					—

## Ⅱ 相手国・地域との協議への対応



II 相手国・地域との協議への対応


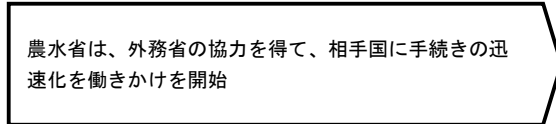
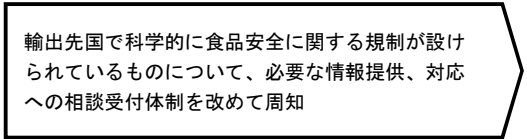
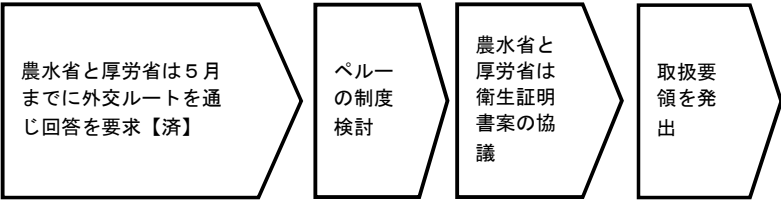
No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				4月	5月	6月	年内	2020年以降	
37	台湾	水産物について早くて2020年1月から、新たに衛生証明書が必要	新たな制度の施行は2020年1月以降との情報のみであり、具体的な施行日は確定していない。	<p>【対応スケジュール】</p>					台湾向け輸出額の維持・拡大（台湾向けの水産物輸出実績（2018年）：173億円）
38	23国・地域	原発事故に伴い8ヶ国・地域は福島県など一部地域の産品の輸入を停止。その他の国・地域も放射性物質の検査証明書・産地証明書等が必要。	農林水産省を中心に厚労省、外務省等が参加する交渉チームが各国政府にモニタリング調査結果等を示し、輸入停止措置及び証明書添付義務等の撤廃・緩和を働きかけ。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省は、厚労省や外務省と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを強化</li> <li>・厚労省は、上記に加えて、諸外国との協議の機会を捉えて、働きかけを実施</li> <li>・外務省は、各国在外公館等も活用した働きかけを実施</li> </ul>					輸入停止が解除されれば、各県の特産品を中心に輸出拡大効果は大きい。 輸出に当たっての検査証明書等の条件緩和も輸出コストの低減につながる。

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				4月	5月	6月	年内	2020年以降	
39	EU	卵・卵製品、乳・乳製品の解禁協議  鶏卵の洗浄基準が国内向けと異なる。  卵、牛の生乳は残留物質モニタリング検査が必要	訪欧し、今後の段取りを協議。 2018年7月に動物衛生の評価が終了し、2019年2月に卵・卵製品、同年3月に乳・乳製品が第三国リストに掲載。 2019年1月、乳及び卵の残留物質モニタリング計画が第三国リストに掲載。 EUによる公衆衛生評価中。  EUは、殺菌剤を用いた洗浄が禁止されているが、国内流通する鶏卵については、食品衛生の観点から、地方自治体向けのガイドラインにより、殺菌剤を用いた洗浄が求められている。  EUから、牛の生乳の残留物質モニタリング検査は、農家段階において公的機関による検体採取を求められているが、検査の枠組みが整備されていないため検査ができない。	【対応スケジュール】 ・厚労省は5月中に外交ルートを通じてEUによる公衆衛生評価状況確認 ・厚労省及び農水省は、EUからの回答入手後1か月以内に輸出要綱を公表  厚労省は、対EU輸出要綱に輸出向け製品に限り、殺菌剤を用いない洗浄を可能とする旨規定  厚労省及び農水省は、農水省が示した検査スキームについてEU側と協議を行い、5月中に結論を得る【済】  厚労省は、6月中を目途にモニタリング検査に係る要綱を策定する。農水省は、都道府県と連携し、年内にサンプル検査を終了する					(卵・卵製品) 0.02億円程度 (乳・乳製品) 0.1億円程度 なお、チーズ等の乳製品のEUへの本格輸出のためには、OIEから牛結核病・ブルセラ病についての清浄国認定を得る必要 (最短で2021年4月以降)。
40	EU	生鮮家きん肉の解禁協議	訪欧し、今後の段取りを協議。 2018年7月に動物衛生の評価が終了。 EUによる公衆衛生評価中。 生鮮家きん肉：家畜疾病の鳥インフルエンザ清浄化から1年間発生がないことが必要なことから、6月中の第三国リスト掲載を目指し、農林水産省が交渉中。	【対応スケジュール】 ・厚労省は5月中に外交ルートを通じてEUによる公衆衛生評価状況確認 ・早期の第三国リスト掲載を目指し、農水省が交渉 ・厚労省及び農水省は第三国リスト掲載から1か月以内に輸出要綱を公表					0.01億円程度
41	シンガポール	牛肉・牛肉製品、豚肉・豚肉製品の施設認定権限がシンガポール側にある	現地調査を受け入れ、牛肉・牛肉加工品、豚肉・豚肉加工品については、日本側が認定権限を取得。 衛生証明書様式案をシンガポール側に提示。 シンガポール側で検討中。	【対応スケジュール】 ・4月中に、厚労省及び農水省は、シンガポール政府との間で衛生証明書様式の変更案について協議 ・協議が整えば、厚労省及び農水省は、5月中に輸出要綱を公表【済】					— (施設の認定手順)

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				4月	5月	6月	年内	2020年以降	
42	シンガポール	家きん肉の解禁協議	現地調査を受け入れ。証明書案の協議中。衛生証明書様式案をシンガポール側に提示。シンガポール側で検討中。	<p>【対応スケジュール】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>4月中旬に、厚労省及び農水省は、シンガポール政府との間で衛生証明書様式の変更案について協議</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>協議が整えば、厚労省及び農水省は、5月中旬に輸出要綱を公表【済】</p> </div> </div>					0.01億円程度
43	シンガポール	食鳥のと体の洗浄基準が国内向けとの基準と矛盾	国内については、100ppm～150ppmの次亜塩素酸ナトリウムによりと体を浸漬して洗浄するが多いが、シンガポールは50ppm以下で噴霧のみの使用を認めている。	<p>【対応スケジュール】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>厚労省は、事業者から要望のある50ppm以上の次亜塩素酸Naにより鶏のと体を浸潤する方法について、4月中旬にシンガポールと協議を開始</p> </div>					— (輸出の前提となる衛生条件)

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				4月	5月	6月	年内	2020年以降	
44	台湾	牛肉処理施設の衛生管理基準が厳格化される予定  施設追加の手順が定められておらず、希望施設はあるものの、追加ができない。	2018年12月に行われた台湾による現地調査において、台湾側は対台湾輸出牛肉施設についても、対米輸出認定施設と同様の衛生管理を要求した。	<p>【対応スケジュール】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>厚労省は、5月中旬に外交ルートを通じて、現地調査の結果及び施設認定についての回答作成の状況確認</p> <p>厚労省は、新たな基準を確認し、5月中旬に既存認定施設に対し、新たな基準の周知を行う【済】</p> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>厚労省は、台湾当局より回答を入手後、1ヶ月以内に対台湾輸出牛肉施設の認定要綱を改正</p> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>厚労省は、施設認定申請後、3か月以内に認定。厚労省は、要綱改正後速やかに、既存認定施設に対し、新たな基準に基づく運用が可能となるよう指導を行う</p> </div> </div>					台湾向け輸出施設数の維持・拡大（台湾向けの輸出実績（2018年）：40.7億円）
45	UAE	加熱処理家きん肉の解禁協議	UAEに厚労省及び農水省が衛生証明書様式へのコメントを提出。UAEが評価中。	<p>【対応スケジュール】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・UAEにおいて検討中。5月中旬に、厚労省及び農水省は、外交ルートを通じて状況確認、【済】</li> <li>・厚労省と農水省は、UAEの回答に基づき新たな衛生証明書案を提示【済】</li> <li>・UAEが日本側の衛生証明書様式案を受け入れれば回答入手後1か月以内に厚労省及び農水省は輸出要綱を公表</li> </ul> </div>					0.01億円程度
46	チリ	牛肉の解禁協議	厚労省及び農水省は、リスク評価のための質問への回答書を作成中。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回答書提出後、厚労省及び農水省は、チリからの追加質問・追加資料要求に対応</li> <li>・厚労省及び農水省は、現地調査を受け入れ、家畜衛生条件の設定、衛生証明書に合意し、輸出要綱を公表</li> </ul> <p>【対応スケジュール】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>厚労省及び農水省は5月中旬に回答書を提出【済】</p> </div>					0.01億円程度

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				4月	5月	6月	年内	2020年以降	
47	香港	30か月齢以上の牛肉について器具の交換等の対応が必要	現在相手国において検討中	<p>【対応スケジュール】</p> <p>5月中旬に、外交ルート通じ香港側へ再度回答を求める【済】</p>					— (加工処理手順)
48	ロシア	家きん肉・卵の解禁協議	現地調査を受け入れ、現在、当該調査の最終報告書の提示待ち	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ロシアからの最終報告書が提示されれば、これに基づき、厚労省及び農水省は、輸出条件、衛生証明書を協議し、合意</li> <li>厚労省及び農水省は輸出要綱を公表（合意の翌月）</li> </ul> <p>【対応スケジュール】</p> <p>・5月中旬に厚労省は、農水省とともに外交ルートを通じ報告書を要求【済】</p>					(家きん肉) 0.01億円程度 (鶏卵) 0.02億円程度
49	中国	牛肉の解禁協議	2019年4月に中国向け輸出解禁の重要なステップである、日・中動物衛生及び検疫協定(仮称)に実質合意。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外務省及び農水省は、中国農業農村部との検疫協定を締結</li> <li>厚労省、農水省及び外務省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施</li> </ul> <p>【対応スケジュール】</p> <p>早期に日・中動物衛生及び検疫協定(仮称)の署名</p>					日本産畜産物は訪日外国人観光客にも人気が高く、消費が増加していることから、相当の需要が見込まれる。
50	韓国	牛肉の解禁協議	厚労省及び農水省は、リスク評価のための質問への回答書を作成中。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>回答書提出後、厚労省及び農水省は、韓国からの追加質問・追加資料要求に対応</li> <li>厚労省及び農水省は、現地調査を受け入れ、家畜衛生条件の設定、衛生証明書に合意し、輸出要綱を公表</li> </ul> <p>【対応スケジュール】</p> <p>厚労省及び農水省は7月中旬に回答書を提出</p>					(牛肉) 41億円程度

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				4月	5月	6月	年内	2020年以降	
51	トルコ	牛肉の解禁協議	厚労省及び農水省は、リスク評価のための質問への回答書を作成中。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回答書提出後、厚労省及び農水省は、トルコからの追加質問・追加資料要求に対応</li> <li>・厚労省及び農水省は、現地調査を受け入れ、家畜衛生条件の設定、衛生証明書に合意し、輸出要綱を公表</li> </ul> <p>【対応スケジュール】</p> 					0.05億円程度
52	タイ フィリピン	加工食品の輸出は商品登録が必要	タイ・フィリピンでの登録手続に時間を要している。	<p>【対応スケジュール】</p>  					タイFDAの商品登録について迅速化など改善が見られた場合に加工食品輸出額として1億円 (※タイ66億円 ※フィリピン33億円(2017年))
53	ペルー	サバ等、水産物の輸出には衛生証明書が必要	ペルー政府から、水産物の衛生管理に関する質問が提示されたことから、2018年7月に農水省及び厚労省が回答した。現在はペルー政府からの回答待ち。	<p>【対応スケジュール】</p> 					ペルー向け輸出額の維持・拡大(ペルー向けの水産物輸出実績(2018年):2億円)

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				4月	5月	6月	年内	2020年以降	
54	中国	水産物輸出の際には最終加工施設の登録が必要	2018年6月以降、水産物の輸出に係る最終加工施設及び最終保管施設の新規登録等の手続が止まっているため、中国側と協議中。	<p>【対応スケジュール】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;">厚労省は、4月中旬に中国が求める追加資料を提出【済】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 60%; text-align: center;">厚労省は、大使館を通じ早期の施設登録を要請するとともに、中国側対応を定期的に確認し早期の手続を促す</div> </div>					(輸出の前提となる衛生条件)
55	EU	クチナシ・ベニコウジなど国内で普及している添加物の使用に安全性の認可が必要	認可申請者だけで安全性試験・評価を行うのは技術的に困難。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3者協議の開催</li> <li>・事業者は、個別の添加物ごとに安全性試験データの収集、安全性試験に向けて分析を行い、早期に申請を目指す</li> </ul> <p>【対応スケジュール】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;">農水省及び厚労省は、事業者とともに5月中旬に3者協議の体制整備【済】</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%; text-align: center;">3者協議の下で、厚労省と農水省は技術的指導を行う</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;">クチナシについては、事業者において、安全性試験データを取りまとめる</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;">データがまとまり次第、事業者は速やかに申請する</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;">ベニコウジについては、事業者において、安全性試験に向け分析を開始する</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;">分析が終わり次第、事業者は安全性試験を開始する</div> </div>					53.8億円（商社へのアンケート結果を基に集計）。

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				4月	5月	6月	年内	2020年以降	
56	米国	クチナシ・ベニコウジなど国内で普及している添加物の使用に安全性の認可が必要	認可申請者だけで安全性試験・評価を行うのは技術的に困難。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3者協議の開催</li> <li>・事業者は、個別の添加物ごとに安全性試験データの収集、安全性試験に向けて分析を行い、早期に申請を目指す</li> </ul> <p>【対応スケジュール】</p> <p>農水省及び厚労省は、事業者とともに5月中に3者協議の体制整備【済】</p> <p>3者協議の下で、厚労省と農水省は技術的指導を行う</p> <p>クチナシについては、事業者において安全性試験データを取りまとめる</p> <p>ベニコウジについては、事業者において、安全性試験を開始する</p> <p>データがまとまり次第、事業者は速やかに申請する</p> <p>データがまとまり次第、事業者は速やかに申請する</p>					347.3億円（商社へのアンケート結果を基に集計）。
57	中国	畜水産物、茶、加工食品、アルコール飲料は2019年10月から公的証明書が必要	中国は2017年10月1日に実施を2年間延期。	<p>【対応スケジュール】</p> <p>農水省及び厚労省は、外務省の協力を得て、中国に方針を確認</p>					輸出額の維持



No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				4月	5月	6月	年内	2020年以降	
58	台湾	牛乳、乳製品は衛生証明書が必要	原則として都道府県等（保健所を含む）が発行。証明書発行期間は都道府県等により異なる。 <事業者の要望> 毎週輸出する場合、その度に衛生証明書が必要となるため、本社で会社印を押した書類を作成し、乳業工場所在地の衛生部局に送付している状況であり、電子申請システムが整備されると事業の効率化につながる。 台湾からは原本の送付を求められるのでコピーで可とするなどの交渉が必要。 土日も工場は稼働しているが、衛生部局は休みのため、土日も衛生証明書が取得可能とする必要。 証明書発行に3週間程度かかることもあるため、衛生証明書取得のタイミングを考えて商談を進める必要があるが、即時発行が可能となればビジネスチャンスが広がる。	【対応スケジュール】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">           厚労省は、事業者の要望を踏まえ、夜間・休日の窓口対応やそれに代わる措置を検討し、年内に結論を得る         </div>					36億円程度
59	香港	牛乳、乳製品は衛生証明書が必要	原則として都道府県等（保健所を含む）が発行。証明書発行期間は都道府県等により異なる。 <事業者の要望> 毎週輸出する場合、その度に衛生証明書が必要となるため、本社で会社印を押した書類を作成し、乳業工場所在地の衛生部局に送付している状況であり、電子申請システムが整備されると事業の効率化につながる。 土日も工場は稼働しているが、衛生部局は休みのため、土日も衛生証明書が取得可能とする必要。 証明書発行に3週間程度かかることもあるため、衛生証明書取得のタイミングを考えて商談を進める必要があるが、即時発行が可能となればビジネスチャンスが広がる。	【対応スケジュール】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">           厚労省は、事業者の要望を踏まえ、夜間・休日の窓口対応やそれに代わる措置を検討し、年内に結論を得る         </div>					40億円程度

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				4月	5月	6月	年内	2020年以降	
60	米国	家きん肉の解禁協議	厚労省は、米国農務省食品安全局(FSIS)に家きん製品のリスク評価を申請。 米国は家きん疾病(鳥インフルエンザ及びニューカッスル病)に関する日本の清浄性を認定(家畜衛生評価終了)。	<b>【対応方針】</b> ・厚労省は、FSIS評価への回答を提出 ・厚労省は、現地調査受け入れ ・厚労省及び農水省は、衛生条件・証明書様式を合意し、輸出要綱を公表					0.01億円程度
61	米国	豚肉の解禁協議	厚労省は、米国農務省食品安全局(FSIS)に豚肉製品のリスク評価を申請。 米国は豚の疾病(豚コレラ及び豚水疱病)に関する日本の清浄性を認定していたが、2018年9月の豚コレラ発生により、豚コレラの清浄性認定を一時停止。	<b>【対応方針】</b> ・国内豚コレラ清浄化 ・農水省は、米国政府に関連資料を提出し、米国による日本の豚コレラ清浄性評価の回復を要請 ・厚労省は、FSIS評価への回答を提出 ・厚労省は、現地調査受け入れ ・厚労省及び農水省は、衛生条件・証明書様式を合意し、輸出要綱を公表					0.01億円程度
62	GCC諸国	全ての食品に衛生証明書が必要となる可能性。	クウェート、バーレーン及びカタールは施行を延期。	<b>【対応方針】</b> ・農水省及び厚労省は、相手国の実施予定の措置について、科学的な反論を作成 ・農水省及び厚労省は、必要に応じて、外務省の協力を得て、相手国に対して衛生証明書が不要である旨の働きかけを開始					輸出額の維持
63	シンガポール EU	鶏肉の食鳥処理場は都道府県の食鳥検査員による検査が必要。	シンガポール及びEUは、輸出食鳥肉の検査は公的獣医師による検査を求めている。	<b>【対応方針】</b> ・厚労省は、指定検査機関職員は、法律に基づき県が指定した者であるため、同職員による食鳥検査を公的機関による検査と認め、両国向け輸出施設で運用できるよう、8月中旬に協議を開始する ・EUが認めない場合は、厚労省は指定検査機関が食鳥検査をしている都道府県に対して検査体制整備を働きかける  <b>【対応スケジュール】</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           厚労省は、指定検査機関職員は、法律に基づき県が指定した者であるため、同職員による食鳥検査を公的機関による検査と認め、両国向け輸出施設で運用できるよう、8月中旬に協議を開始         </div>					— (輸出の前提となる衛生条件)

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				4月	5月	6月	年内	2020年以降	
64	台湾	牛肉の施設認定権限が台湾側にある。  日本は、口蹄疫非清浄国の対日輸出施設は、日本が個別に査察して認定。	厚労省及び農水省が、認定権限を台湾から日本に移すよう協議中。	<b>【対応方針】</b> ・厚労省及び農水省は、台湾側と協議を実施  <b>【対応スケジュール】</b> ・5月中に、厚労省及び農水省は外交ルートを通じて、台湾側の状況確認【済】					— (施設の認定手順)
65	中国	鶏肉の解禁協議	2004年1月、我が国における高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)の発生に伴い、中国政府は輸入を禁止。 高病原性鳥インフルエンザの清浄性回復を中国に報告し、関連資料を送付。 2019年4月に中国向け輸出解禁の重要なステップである、日・中動物衛生及び検疫協定(仮称)に実質合意。	<b>【対応方針】</b> ・外務省及び農水省は、中国農業農村部との検疫協定を締結 ・高病原性鳥インフルエンザに対する中国側の輸入禁止令解除のため、農水省は、中国側と協議 ・厚労省、農水省及び外務省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施  <b>【対応スケジュール】</b> 早期に日・中動物衛生及び検疫協定(仮称)の署名					日本産畜産物は訪日外国人観光客にも人気が高く、消費が増加していることから、相当の需要が見込まれる。
66	中国	鶏卵の解禁協議	2004年1月、我が国における高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)の発生に伴い、中国政府は輸入を禁止。 高病原性鳥インフルエンザの清浄性回復を中国に報告し、関連資料を送付。 2019年4月に中国向け輸出解禁の重要なステップである、日・中動物衛生及び検疫協定(仮称)に実質合意。	<b>【対応方針】</b> ・外務省及び農水省は、中国農業農村部との検疫協定を締結 ・高病原性鳥インフルエンザに対する中国側の輸入禁止令解除のため、農水省は、中国側と協議 ・厚労省、農水省及び外務省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施  <b>【対応スケジュール】</b> 早期に日・中動物衛生及び検疫協定(仮称)の署名					日本産畜産物は訪日外国人観光客にも人気が高く、消費が増加していることから、相当の需要が見込まれる。
67	中国	乳・乳製品の解禁協議	輸出には、放射性物質検査証明書の検査項目の合意が必要。 2019年4月に中国向け輸出解禁の重要なステップである、日・中動物衛生及び検疫協定(仮称)に実質合意。	<b>【対応方針】</b> ・農水省等は、原発事故に伴う食品輸入規制の撤廃・緩和に向けて働きかけ ・外務省及び農水省は、中国農業農村部との検疫協定を締結 ・厚労省、農水省及び外務省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施  <b>【対応スケジュール】</b> 早期に日・中動物衛生及び検疫協定(仮称)の署名					日本産畜産物は訪日外国人観光客にも人気が高く、消費が増加していることから、相当の需要が見込まれる。

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				4月	5月	6月	年内	2020年以降	
68	EU	原材料中の卵・乳の使用割合が50%未満の加工食品については、現在は原材料となる卵・乳の施設認定は必要ないが、2021年以降、原材料の施設認定が必要となる予定	EUは、2017年に実施を4年間延期（2020年末まで猶予期間） 輸出意向のある菓子や調味料製造事業者が既に存在し、輸出に向けて準備中。 EUに対しSPS通報の際に農水省より意見を提出したが、実施の予定は変えられていない。 他国でも微量に含む製品については対象外とするよう意見を提出している国もある。	【対応方針】 厚労省は、EU規則施行後、速やかに要綱を策定					年間0.2億円の増
69	EU	鯉節に含まれるベンゾピレンの量が制限されている。	本枯節など的高级品が輸出できないため、農水省が制限緩和を要請したが、EUは応じず。	【対応スケジュール】 					2.6億円（鯉節類の輸出実績がある国への平均的な輸出額と同程度）
70	香港、台湾、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、UAE、カタール、カナダ、メキシコ、ブラジル、豪州、NZ、ロシアは、牛肉等の処理施設について、HACCP認定が必要（国によってはハラールを含む）。	牛肉等の処理施設について、HACCP認定が必要（国によってはハラールを含む）。	申請は直接地方厚生局、保健所に行われるため、申請状況が不明	【対応スケジュール】 					—

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				4月	5月	6月	年内	2020年以降	
71	EU	シソなどEUで1997年以前に普及していなかった新規食品（Novel Food）は認可が必要	新規食品としてリストに掲載された食材を用いた食品の認可申請に時間がかかるほか、認可を得ずに流通している既存製品の販売停止・回収を求められる可能性。	<p>【対応スケジュール】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>農水省は、6月中に、EU向けシソの輸出実績を整理し、EUに対してシソが新規食品に該当するか照会して確認</p> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ EUがシソは新規食品とみなした場合、農水省及び厚労省は、事業者とともに3者協議の体制を整備</li> <li>・ 3者協議の下で申請書作成に向けた技術的検討を行い、年内を目標に事業者が申請書を提出</li> </ul> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>申請書を提出後、農水省及び厚労省はEUに働きかけを行い、早期に認可され輸出ができるように目指す</p> </div> </div>					0.13億円
72	シンガポール	鶏肉、鶏肉製品、鶏卵、鶏卵製品の施設認定権限がシンガポール側にある。	シンガポール向けの輸出解禁協議中。シンガポール政府は、認定権限を日本政府に委譲するためには、今後新規に認定される施設からの輸入実績が良好であることや、再度の現地調査が必要としている。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸出実績を踏まえて、鶏肉、鶏肉製品及び鶏卵製品について、厚労省が輸出施設を認定する仕組みとするよう、シンガポール政府と協議を開始する</li> <li>・ 鶏卵については農家登録が要件であるため、農水省が対応</li> </ul>					— (施設の認定手順)
73	EU	豚肉の解禁協議	EUによる公衆衛生評価中。現在、家畜疾病の豚コレラが日本で発生したことにより、今後の輸出解禁（家畜衛生の第三国リスト掲載）のスケジュールは未定。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内豚コレラ清浄化（最終発生から12か月以上無発生）</li> <li>・ 農水省はEUによる動物衛生の再評価を受ける。</li> <li>・ 第三国リストに掲載後、厚労省及び農水省は輸出要綱を公表</li> </ul> <p>【対応スケジュール】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>・ 厚労省は5月中に外交ルートを通じてEUによる公衆衛生評価状況確認</p> </div>					0.25億円程度

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				4月	5月	6月	年内	2020年以降	
74	台湾	豚肉の施設認定権限が台湾側にある。  日本は、口蹄疫非清浄国の対日輸出施設は、日本が個別に査察して認定。	豚コレラ発生により、対台湾輸出豚肉が停止となったことに伴い、農林水産省は、地域主義の適用について台湾側と協議を実施中。なお、台湾は、現時点では、他国に対し、豚コレラの地域主義を適用していない。	【対応方針】 豚コレラ発生により、対台湾輸出豚肉が停止となったことに伴い、台湾側の手続きは進んでいない 国内豚コレラ清浄化し、農水省は、地域主義の適用を台湾側と協議					— (施設の認定手順)
75	台湾	30か月齢以上の牛肉の輸出不可。 (台湾は、BSE発生国からの牛肉輸入を30か月齢未満と法律で規定)	米沢牛など30か月齢以上の肥育を条件とする銘柄牛の輸出ができない。	【対応方針】 ・厚労省及び農水省は、台湾側と協議を実施  【対応スケジュール】 ・厚労省は、5月中に台湾側からの技術的な質問票に対する回答作成を農水省とともに【済】					4億円程度
76	タイ	豚肉の解禁協議	日本側より、証明書案をタイ側に送付	【対応方針】 ・タイにおいて証明書案を検討中 ・厚労省及び農水省は、タイと協議を実施					0.01億円程度
77	ロシア	牛肉の輸出施設の追加認定権限の委譲  日本は、口蹄疫非清浄国の対日輸出施設は、日本が個別に査察して認定。	2015年2月に輸出解禁(2施設)。2019年1月に輸出認定申請施設のうち、2施設がロシア側に追加認定されたところであり、現在、8施設が認定申請中	【対応方針】 ・厚労省及び農水省は、ロシア側と協議を実施					3億円程度
78	韓国	豚肉の解禁協議	韓国動植物検疫局より、豚肉輸入に関する質問票を受け。	【対応方針】 ・国内豚コレラ清浄化 ・厚労省及び農水省は韓国側へ質問票の回答を送付 ・厚労省及び農水省は韓国側現地調査の受け入れ ・厚労省及び農水省は家畜衛生条件・衛生証明書の合意 ・厚労省は輸出施設の認定					1.2億円程度

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				4月	5月	6月	年内	2020年以降	
79	台湾等	他国に対し、家畜伝染病に係る地域主義が適用されていない。	口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラが発生した場合には、日本全体からの輸出が停止となる。	【対応方針】 ・農水省において協議を実施					—
80	フィリピン	豚肉・家きん肉の解禁協議	牛肉は施設登録ができていない部分のみ出荷可能だが、豚、鶏は輸出不可	【対応方針】（豚肉の輸出） ・国内豚コレラ清浄化 ・農水省は、フィリピン政府に豚コレラ清浄の関連資料を提出し、輸出解禁協議の継続を要請 ・厚労省及び農水省は、衛生条件・証明書様式を合意し、輸出要綱を公表  【対応方針】（家きん肉の輸出） ・厚労省及び農水省は質問票への回答を作成・提出 ・厚労省及び農水省は、衛生条件・証明書様式を合意し、輸出要綱を公表					—
81	タイ等	各国ごとに定められた禁止成分の緩和	牛肉エキス、部分水素添加油脂等が含まれる食品は輸出不可	【対応方針】 農水省は、輸出先国で科学的に食品安全に関する規制が設けられているものについて、必要な情報提供、対応への相談受付体制を改めて周知					—
82	香港	香港向けの加工食品の動物検疫の要否確認	香港への「肉加工品」の輸出には動物検疫が必要とされているが、動物検疫の不要な「惣菜」との違いが定義上あいまいであり、調理肉や肉片、肉エキスが含まれる加工食品などの動物検疫の要否が検疫所に照会しないとわからない。	【対応方針】 1 動物検疫の輸出証明については、昨年4月、一部を除き、輸入国が輸出証明を不要とした畜産物については、輸出証明を不要とする制度の見直しを実施。  2 しかし、動物検疫所の現場では、新しい制度の周知徹底が図られていないおそれがあると考えられることから、5月30日に新しい制度の周知徹底を図る通知を发出。  3 動物検疫手続で不具合が生じた場合は、動物検疫所で相談対応を行う。					—
83	中国 香港 台湾 シンガポール	フグの輸出はほとんどの国で認められていない。	厚労省、農水省及び外務省が、輸入解禁を台湾、香港、中国、シンガポールに働きかけ中。民間フグ団体が台湾、香港、シンガポール、中国への輸出を要望。	【対応スケジュール】  厚労省は、5月中旬に、農水省及び外務省と連携して、市場が期待できる国から国別に協議を再開【済】  厚労省は、衛生証明書案に合意できた国から取扱要領を发出					0.2億円程度（シンガポールへの平均的なふぐの輸出量（筋肉のみ）を基に推計）

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				4月	5月	6月	年内	2020年以降	
84	中国	イヌマキの輸出再開 (中国側が土付きイヌマキのリスク評価を実施するとして、リスク評価が終了するまで、新たな輸入許可証の発行を停止)	日本産イヌマキの輸出再開について、現在、日本が提出した追加情報を基に中国側で検討中。	【対応方針】 ・中国側の要請があれば、農水省は中国側のリスク評価に必要な追加情報を速やかに提出 ・協議が整い次第、中国で規則改正に向けた手続き					50億円
85	インド	りんごの輸出解禁	訪印し、日本産りんごの輸出解禁について、インドからの要請とともに協議。 現在、日本から提出した情報を基に検査措置をインド側で検討中。	【対応方針】 ・インド側の要請があれば、農水省はインド側の検討に必要な追加情報を速やかに提出 ・協議が整い次第、インドで規則改正に向けた手続き					1億円
86	タイ	かんきつ類の条件変更	訪タイし、日本産かんきつ類の査察制への移行について、タイからの要請とともに協議。 現在、日本から提出した情報を基に検査措置をタイ側で検討中。	【対応方針】 ・タイ側の要請があれば、農水省はタイ側の検討に必要な追加情報を速やかに提出 ・協議が整い次第、タイで規則改正に向けた手続き					0.2億円
87	豪州	いちごの輸出解禁	豪州側が訪日し、日本産いちごの輸出解禁について、豪州からの要請とともに協議。 現在、日本から提出した情報を基に検査措置を豪州側で検討中。	【対応方針】 ・豪州側の要請があれば、農水省は豪州側の検討に必要な追加情報を速やかに提出 ・協議が整い次第、豪州で規則改正に向けた手続き					0.06億円
88	EU	黒松盆栽の輸出解禁	訪伊し、日本産黒松盆栽の輸出解禁について協議。 現在、日本から提出した情報を基に検査措置をEU側で検討中。	【対応方針】 ・EU側の要請があれば、農水省はEU側の検討に必要な追加情報を速やかに提出 ・協議が整い次第、EUで規則改正に向けた手続き					0.4億円
89	米国	うんしゅうみかんの条件変更	訪米し、日本産うんしゅうみかんの臭化メチルくん蒸措置の廃止について、米国からの要請とともに協議。 現在、日本から提出した情報を基に検査措置を米国側で検討中。	【対応方針】 ・米国側の要請があれば、農水省は米国側の検討に必要な追加情報を速やかに提出 ・協議が整い次第、米国で規則改正に向けた手続き					0.05億円



No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				4月	5月	6月	年内	2020年以降	
90	米国	なしの条件変更	訪米し、日本産なしの全ての都道府県からの輸出解禁について、米国からの要請とともに協議。 現在、日本から提出した情報を基に米国で病害虫リスク評価を実施中。	【対応方針】 ・米国側の要請があれば、農水省は米国側の病害虫リスク評価に必要な追加情報を速やかに提出 ・協議が整い次第、米国で規則改正に向けた手続き					0.55億円
91	米国	メロンの輸出解禁	訪米し、日本産メロンの輸出解禁について、米国からの要請とともに協議。 現在、日本から提出したデータを基に米国側で病害虫リスク評価を実施中。	【対応方針】 ・米国側の要請があれば、農水省は米国側の病害虫リスク評価に必要な追加情報を速やかに提出 ・協議が整い次第、米国で規則改正に向けた手続き					0.03億円
92	インド	なしの輸出解禁	訪印し、日本産なしの輸出解禁について、インドからの要請とともに協議。 日本産りんごの輸出解禁が実現次第、協議を進める。	【対応方針】 ・りんごの輸出解禁が実現次第、農水省は協議を進める					0.06億円
93	インド	スギの輸出解禁	日本産スギの輸出解禁について、日本側で解禁要請に向けて病害虫リストを準備中。	【対応方針】 ・りんご及びなしの協議の進捗を見ながら、農水省は解禁要請を判断					8万 <sup>m</sup> 、10億円
94	ベトナム	りんごの条件変更	訪越し、日本産りんごの袋かけの代替措置の設定について、ベトナムからの要請とともに協議。 現在、日本から提出した情報を基に検査措置をベトナム側で検討中。	【対応方針】 ・ベトナム側の要請があれば、農水省はベトナム側の検討に必要な追加情報を速やかに提出 ・協議が整い次第、ベトナムで規則改正に向けた手続き					2億円
95	ベトナム	うんしゅうみかんの輸出解禁	訪越し、日本産うんしゅうみかんの輸出解禁について、ベトナムからの要請とともに協議。 日本産りんごの袋かけの代替措置の設定が実現次第、協議を進める。	【対応方針】 ・りんごの条件変更が実現次第、農水省は協議を進める					0.09億円

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				4月	5月	6月	年内	2020年以降	
96	フィリピン	いちごの輸出解禁	日本産いちごの輸出解禁について、日本側で解禁要請に向けて病害虫リストを準備中。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・解禁要請後、フィリピン側から要請があれば、農水省は必要な追加情報を速やかに提出</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>農水省は解禁要請とともに、病害虫リスト等の情報を書簡で提出</p> </div>					0.03億円
97	中国	精米工場及びくん蒸倉庫の追加指定	中国向け精米の輸出について、従来、精米工場1か所、くん蒸倉庫2か所であったところを、2018年5月に精米工場2か所及びくん蒸倉庫5か所が追加指定。検疫条件の一部変更についても合意	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検疫条件の一部変更に向け、農水省は中国との協議を実施（複数回）</li> </ul>					5,000トン、20億円
98	タイ	玄米の輸出解禁	日本産玄米の輸出解禁について、現在、日本から提出した情報を基にタイ側で病害虫リスク評価を実施中。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タイ側の要請があれば、農水省はタイ側の病害虫リスク評価に必要な追加情報を速やかに提出（かんきつ類（条件変更）への対応を優先）</li> </ul>					1,500トン、4億円
99	カナダ	ももの輸出解禁	日本産ももの輸出解禁について、現在、日本から提出した情報を基にカナダ側で病害虫リスク評価を実施中。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カナダ側の要請があれば、農水省はカナダ側の病害虫リスク評価に必要な追加情報を速やかに提出</li> </ul>					0.01億円
100	中国	ぶどうの輸出解禁	訪中し、日本産ぶどうの輸出解禁について、中国からの要請とともに協議。現在、日本から提出した情報を基に中国側で病害虫リスク評価を実施中。	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中国側の要請があれば、農水省は中国側の病害虫リスク評価に必要な追加情報を速やかに提出</li> </ul>					0.16億円

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応方針及び対応スケジュール					輸出可能性
				4月	5月	6月	年内	2020年以降	
101		輸入制限品目の規制緩和と検疫条件の明確化	シンガポール、マレーシア、香港以外では日本農産物への輸入制限を設ける国が大半  例 果物、野菜（なし、りんご以外の検疫条件未設定）＜フィリピン＞	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省はフィリピン向けいちごの輸出解禁を要請する。</li> <li>・その他の国・品目についても、農水省は事業者・産地の要望を踏まえて、順次、検疫協議を進める。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">       農水省はフィリピン向けいちごについて、解禁要請とともに、病害虫リスト等の情報を書簡で提出     </div>					—